

平成26年(東)第4192号、同第4639号、同5118号

申立人 ████████ 外66名、██████ 外8名、██████

被申立人 東京電力ホールディングス株式会社

和解方針に関する連絡書

平成28年12月28日

申立人代理人及び被申立人代理人各位

原子力損害賠償紛争解決センター

仲介委員 中野 剛史

仲介委員 蓑毛 誠子

本件の和解方針及び進行方法を本連絡書で示します。具体的な内容は、次回進行協議期日において説明させていただきます。

第1 田畑の財物損害の賠償額の算定について

- 1 申立人ら所有の各土地について、地目ごとの賠償額の算定方法は、以下のとおりとする。なお、被申立人の認否額を最低賠償額とする。

(1) 結論

ア 飯舘村長泥地区

田：平成22年度固定資産税評価額×12.93

畑：平成22年度固定資産税評価額×14.56

イ 飯舘村蕨平地区

田：平成22年度固定資産税評価額×12.80

畑：平成22年度固定資産税評価額×14.12

(2) 計算方法

ア 代表地の比準価格(平米単価)を以下のとおり補正する。なお、小数点未満は切り上げる。

・飯舘村長泥地区の田： $500\text{円}/\text{m}^2 \times 100 / 70 \approx 715\text{円}/\text{m}^2$

・飯舘村長泥地区の畑： $350\text{円}/\text{m}^2 \times 100 / 80 \approx 438\text{円}/\text{m}^2$

・飯舘村蕨平地区の田： $480\text{円}/\text{m}^2 \times 100 / 70 \approx 686\text{円}/\text{m}^2$

・飯舘村蕨平地区の畑： $340\text{円}/\text{m}^2 \times 100 / 80 \approx 425\text{円}/\text{m}^2$

イ 代表地の固定資産税評価額(平米単価)でアの結果を除し、係数を求める。
なお、小数点第三位以下は切り上げる。

・飯舘村長泥地区の田： $715\text{円}/\text{m}^2 \div 55.30\text{円}/\text{m}^2 \approx 12.93$

・飯舘村長泥地区の畑： $438\text{円}/\text{m}^2 \div 30.10\text{円}/\text{m}^2 \approx 14.56$

・飯舘村蕨平地区の田： $686\text{円}/\text{m}^2 \div 53.60\text{円}/\text{m}^2 \approx 12.80$

・飯舘村蕨平地区の畑： $425\text{円}/\text{m}^2 \div 30.10\text{円}/\text{m}^2 \approx 14.12$

2 価値減少率は、いずれも全損と評価する。

第2 進行について

1 進行協議期日

冒頭記載のとおり、進行協議期日を開催し、和解案を正式に提示する。回答期限等は同日に指定する。

2 既払金

特に、飯館村蕨平地区について、審理期間内に本賠償手続が進行し、さらに相当額の既払金が発生していると予想される。被申立人は、これを確認の上、明らかにされたい。期限は当事者双方と協議の上、追って指定する。

以上